

新宮町告示第7号

令和2年第1回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年2月26日

新宮町長 長崎 武利

- 1 期 日 令和2年3月2日
2 場 所 新宮町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	横大路政之君
松井 和行君	牧野真紀子君

○3月2日に応招した議員

全員

○3月4日に応招した議員

全員

○3月17日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和2年3月2日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第11号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第12号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第13号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第14号議案 新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第15号議案 新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第16号議案 新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第17号議案 新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第18号議案 新宮町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第19号議案 新宮町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第20号議案 新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第21号議案 新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第22号議案 新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第23号議案 新宮町差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 第24号議案 新宮町同和対策審議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 第25号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第26号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 第27号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第20 第28号議案 令和元年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第29号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第22 第30号議案 令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第23 第31号議案 令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第24 第32号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第25 第33号議案 令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第26 第34号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第27 第35号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第28 第36号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 第37号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第30 第38号議案 令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第31 第39号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第32 第40号議案 令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第33 第41号議案 令和2年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第34 第42号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第35 第43号議案 令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第36 第44号議案 令和2年度新宮町一般会計予算について
- 日程第37 第45号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）緑ヶ浜町営住宅新築工事）
- 日程第38 第46号議案 財産の取得について（パソコン及びプリンター購入）
- 日程第39 第47号議案 工事請負契約の変更について（相島漁港沖防波堤災害復旧工事）
- 日程第40 第48号議案 町道路線の認定について（千歳台10号線）
- 日程第41 第49号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第42 報告第1号 令和2年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第43 報告第2号 令和2年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第44 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第45 報告第4号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第11号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第12号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第13号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第14号議案 新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第15号議案 新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第16号議案 新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第17号議案 新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第18号議案 新宮町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第19号議案 新宮町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第20号議案 新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第21号議案 新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第22号議案 新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第23号議案 新宮町差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 第24号議案 新宮町同和対策審議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 第25号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第26号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 第27号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 日程第20 第28号議案 令和元年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第29号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第22 第30号議案 令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第23 第31号議案 令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第24 第32号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第25 第33号議案 令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第26 第34号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第27 第35号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第28 第36号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 第37号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第30 第38号議案 令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第31 第39号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第32 第40号議案 令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第33 第41号議案 令和2年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第34 第42号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第35 第43号議案 令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第36 第44号議案 令和2年度新宮町一般会計予算について
- 日程第37 第45号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）緑ヶ浜町営住宅新築工事）
- 日程第38 第46号議案 財産の取得について（パソコン及びプリンター購入）
- 日程第39 第47号議案 工事請負契約の変更について（相島漁港沖防波堤災害復旧工事）
- 日程第40 第48号議案 町道路線の認定について（千歳台10号線）
- 日程第41 第49号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第42 報告第1号 令和2年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第43 報告第2号 令和2年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第44 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第45 報告第4号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美德君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田直人君	8番	高木 義輔君
9番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	政策経営課長	……………	阿部 宏紀君
地域協働課長	……………	笠井与志則君	都市整備課長	……………	桐島 光昭君
上下水道課長	……………	本田陽一郎君	産業振興課長	……………	竹上 健君
環境課長	……………	安河内正路君	住民課長	……………	大原 稲子君
健康福祉課長	……………	山口 望美君	子育て支援課長	……………	藤木 恵介君
税務課長	……………	高橋 忠久君	会計管理者	……………	末永富士美君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	西田 大輔君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

午前9時30分開会

○議会議務局長(井上 和広君) 起立、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) ただいまから、令和2年第1回新宮町議会定例会を開会いたします。

配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、6番、西健太郎議員、7番、大牟田直人議員、事故に備えて、8番、高木義輔議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。今、定例会の会期は本日から3月17日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの16日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様おはようございます。それでは、令和2年度予算案をはじめといたします重要な議案をご審議いただき、新宮町議会第1回定例会の開会に当たりまして、新年度に臨みます町政運営の方針と施策の概要について申し述べ、議員各位のご賛同とあわせまして、町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

最近の社会情勢につきましては、本年行われますアメリカ合衆国大統領選挙に関しまして、現トランプ大統領が再選されるか否か、全世界が注目をしております。今後の米中、米朝関係やイランとの問題など、日本への関わりも非常に大きく、動向が気になるところでございます。

また、昨年から続いております香港の混乱や対話が進まない日朝関係、また新型コロナウイルスなど、国民の生活にまで影響を及ぼしております。極めて憂慮すべき事案となっております。

国内に目を向けますと、昨夏の参議院議員選挙後、組閣されました第四次安倍内閣では、安倍首相の通算在職日数が憲政史上最長を更新中でございますが、大臣の辞任や桜を見る会やIR関連の問題もあり、政権が目指す憲法改正の動きとともに、今後注視が必要でございます。

昨年10月から、社会保障及び少子化に対処するための施策に要する経費の財源確保等を図るため、消費税率が引き上げられましたが、軽減税率、プレミアム付商品券事業、ポイント還元など消費の低迷を招くことのないような施策がとられており、駆け込み消費など税率引き上げの前

後で消費の動向に大きな影響はなかったようでございます。幼児教育、保育の無償化につきましても大きな混乱はありませんが、手続等に関して引き続き検討が必要なようでございます。

また、情報通信技術、科学技術に関しましては、発達は目覚ましく、私達の生活も大きく変わっているように感じております。国はSociety 5.0と称して5G、IoT、AI、またRPA、ドローンなどのICT技術を駆使した社会を目指しており、本町の行政サービスにおいても積極的に導入を検討し、地域課題の解決に取り組んでいく必要があると思っております。

便利になる一方で、人と人とのつながりや思いやりの心が失われていくのではないかと懸念もいたしますが、先端的な技術の導入につきましても、今後の行政運営を考える上では避けて通れないものと考えております。

本年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。新国立競技場も完成をし、国内での盛り上がり期待も膨らんでおり、国外からの多くの来訪者でにぎやかな年になるものと思われます。景気は回復しつつあると言われておりますが、その一方で多くの国民がその成果を実感できていないようでございます。東京オリンピック・パラリンピックでは、昨年のラグビーワールドカップ以上の経済効果にも期待が高まっております。

本町の現状に関しましては、本年1月末の人口は3万3,394人で、前年同期と比べまして473人の増となっております。

人口増加率が町村において全国一となった時期から比べますと、落ちついてきているものの、緩やかな人口増加が続いております。

これは交通利便性や生活環境の充実により、多くの方が新宮町に住みたい、住み続けたいと思っただけの結果ではないかと考えております。

令和元年度の町政全般につきましては、昨年4月に新宮東中学校を開校するとともに、新宮中学校においても給食を開始することができました。

また、新宮東中学校に隣接いたします防災活動拠点、新宮ふれあいの丘公園の整備は順調で、この一角に位置する元気で健康な高齢者づくりや生きがいつくりの拠点となる交流施設の建設も進んでおります。

昨年9月の台風17号により被災した相島漁港沖防波堤につきましては、補助事業として災害復旧工事を実施しており、台風時期前に工事を完了する予定で進めておるところでございます。

また、新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点事項であります相島や東部地域の振興策の推進につきましては、相島活性化プランや地域ごとのまちづくり計画書をもとに、実情に応じた地域振興策をできることから実施し、地元の皆様が主役となり、趣向を凝らしたイベントが定着をしており、来訪者で年々にぎわいを増しているところでございます。

特産品の活用による地域振興と、町の自主財源の確保という目的で行っています返礼品を伴い

ますふるさと納税事業は、年々寄附額を増やしている状況ではございますが、今後のふるさと納税事業の動向には引き続き注意が必要と考えております。

これらを着実に推進することができましたことは、町議会の皆様もとより、町民の皆様のご理解とご協力の賜物であると改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、新年度におけます主要施策、新規事業、特徴的事業と概要について、第5次総合計画基本計画の基本構想のテーマごとに分けて説明をまいります。

また、事業費の多少にかかわらず、私の考え方や取り組み姿勢についても触れさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、総合計画の第1章から第3章まで、子育て支援や教育、文化、人権などの分野からでございますが、子育て環境の充実につきましては、まず保育所での待機児童対策については0、1、2歳を中心に待機児童が発生しているために、令和元年度までの保育士確保のための補助金を保育所と協議をしまして、新たな補助金として待機児童解消に努めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行い、子育て中の家族の不安解消に努めるとともに、幼児教育・保育の無償化に伴いますニーズの変化を適格に把握しながら、立花幼稚園での預かり保育を実施することにしておりますが、今後は町立幼稚園の方向性も検討してまいります。

次に、昨年4月に新宮東中学校開校させるとともに、長年の懸案事項でありました中学校での給食も始めることができました。今後は厳しい財政状況ではありますが、既存の教育施設の維持管理も計画的に進めていかなければならないと考えております。

本町の小・中学校は県下でも屈指の学力を示し、互いに切磋琢磨する良好な学習環境にあると言えます。今後も学習面においては、各支援員を配置するとともに、精神の健全な発達のため、スクールカウンセラー、心の教室相談員、巡回相談員等がきめ細やかに対応してまいります。

また、令和2年度からの新学習指導要領への対応、特に小学校においては、3年生から6年生まで導入されます外国語活動や外国語科の授業時間数確保については、国の基準を1年前倒しし、実施しているところであり、プログラミング教育、ギガスクール構想、タブレットパソコンの導入についても計画性をもって対応をまいります。

一方、地域振興という側面もあります相島の小中学校におけます、いわゆる漁村留学でございますが、3年目となる令和2年4月からは小学生15名、中学生4名が島外から通学することになっております。地域で子どもたちを見守る土地柄や海に恵まれた特色ある学習環境など、成長期の子どもたちが必要な経験を積み重ねることができております。

また、立花小学校での校区外通学という選択肢があるということについても、引き続き広く周知していきたいと思っております。

関係団体等との協議を重ねてまいりましたシーオーレ新宮やそびあしんぐうでの貸し館や各種運動施設の利用につきましては、生涯学習の推進と適正な利用者負担とのバランスをとりながら、多くの町民が適切に利用できるよう、新たなルールで運営してまいります。

人権行政の分野では、新宮町人権教育啓発基本指針及び同実施計画の見直しを行うとともに、人が輝き、人権が尊重されるまちづくりをさらに進めるため、本会議に新宮町差別をなくし人権を守る条例の改正議案を上程させていただいております。また、あらゆる差別に対する啓発や教育を積極的に推進するため、7月に開催しております三月間町民のつどいや12月の人権フェスティバルの継続と充実を図ります。

次に、総合計画の第4章から第6章まで、土地利用や道路、交通、上下水道、防災や環境などの分野についてでございます。

まず、新宮東中学校に隣接します防災活動拠点としての機能を併せ持つ、新宮ふれあいの丘公園整備事業につきましては、引き続き施設整備を行うとともに、周辺の安全なアクセス道路の整備等を行ってまいります。

また、新宮東中学校やふれあいの丘公園の隣接区域で、準備組合が設立されております三代土地区画整理事業については、事業実施に向けた国や県など関係機関との協議を行いながら、都市計画道路三代的野線の計画法線の変更等についても引き続き進めてまいります。

さらに下府農地につきましては、高齢化や後継者不足のため開発の意向があり、土地区画整理事業の検討が進められていることから、今後も地元や関係機関との協議を深めていきたいと思っております。

道路関係では、的野寺浦地区の地域振興を図るために、町道的野寺浦線の拡幅改良工事に着手をしております。国の交付金を活用し、事業を進めてまいります。事業の完了には少し時間を要しますが、両地域をマリックス運行でつなぐことにより、地元住民の交通利便性が格段に向上するものと期待をしております。

老朽化が著しいひばりヶ丘町営住宅につきましては、緑ヶ浜池埋立地への移転建て替えて、仮称緑ヶ浜町営住宅新築工事として、高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、住宅に困窮する住民、町民の福祉の向上を目的とした新たな町営住宅の建設を行ってまいります。

下水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計に移行して3年目となります。主な施工区域を緑ヶ浜地区から三代地区、原上地区に移行し、汚水管渠築造工事を継続的に実施するとともに、下水道施設ストックマネジメント計画に基づき、新宮ポンプ場電気設備など施設の適切な維持、更新工事を実施いたします。

相島の簡易水道施設につきましては、漏水対策としての配水管布設替工事が完了し、有収率の向上が図られるものと期待をしております。

また、渇水対策として海水淡水化装置の一時的な借用を行っておりましたが、現在は購入している状況であり、貯水池止水工事も継続して行ってまいります。今後は、国から地方公営企業会計適用の要請もあっており、長期的な視点で現有施設の方針、水源確保などを総合的に検討してまいりたいと思っております。

相島地区の可燃ごみにつきましては、処理施設の更新を行わず、島外に搬出をし古賀清掃工場での処理することとして3年目になりますが、現在のところ大きな問題はないようでございます。

また、町内の自転車駐車場につきましては、福工大前駅ゲート機械の導入を行うなど、管理運営方法を工夫しておりますが、引き続き利用状況を確認しながら、駐輪場の増設、また改善など検討してまいります。

災害対策につきましては、地域防災力の向上と防災知識の習得を図るため、防災専門官の確保を継続し、町内全域での自主防災組織の設立や避難訓練の実施、各種団体を対象にした出前講座の開催に努めます。

昨年10月に実施をしました新宮町防災訓練には、多くの町民の皆様に参加をしていただきました。今後も防災意識の高揚が図られるよう、内容を検証してまいりたいと考えております。

また、非常時の災害現場での情報伝達に重要な役割を担っております移動系の防災行政無線につきまして、アナログ対応からデジタル対応へと設備の更新を実施いたします。

このほか、新年度は三代・原上地区の国土調査事業、都市再生整備計画における町道駅西口3号線整備事業の継続などを行うこととしております。

最後の柱となります総合計画の第7章から第10章まで、健康福祉、産業振興、地域振興や行政経営などの分野でございます。

まず、国民健康保険事業につきましては、国保財政等を県と各自自治体が共同して運営することとなり3年目となります。本町においては、平成30年度から県の統一化を見据えて、資産割を廃止しておりますが、今後、福岡県の激変緩和のための財源もなくなることから、本議会において、国民健康保険税率の改定に伴う国民健康保険税条例の改正議案を上程させていただいております。赤字を抑え、持続可能な医療保険制度を続けるためには必要であると考えております。今後は、納税者のご理解がられますように、丁寧にご説明をさせていただき所存でございます。

また、社会福祉協議会と連携をし、高齢者を地域社会全体で支えるためのしんぐるっと、支え合いのまちづくり推進会議への活動につきましては、町全体の取り組みから各地域の実情に合わせたきめ細やかな取り組みを実践へさらに進化をさせます。

本町の高齢化率は県内でも非常に低い状況でございますが、他の市町村同様に、高齢者人口は着実に増加をしてきております。高齢者向けサービスや介護予防事業のさらなる充実が求められており、介護予防にも活用できます新たな交流施設をふれあいの丘公園の一角に建設中ござい

ます。

この施設は、多世代交流や軽運動ができます多目的ホール、町シニアクラブ等の事務所機能も有し、元気で健康な高齢者づくり、高齢者の働く場の創出と生きがいがづくりや町民相互の交流拠点になるものと期待をしており、令和2年度前半には供用開始したいと考えております。

町民の健康づくりにつきましては、食生活の乱れや栄養の偏りが生活習慣病や介護リスクの要因となっていることから、健康増進計画に基づく事業実施とあわせて、子どもからお年寄りまで各世代における食生活や栄養管理の指導を管理栄養士により幅広く実施してまいります。

農業振興に関しましては、担い手不足もあり、農業施設の維持管理にも支障をきたす恐れがあるため、農業施設の新設改良を計画的に行うとともに、荒廃農地の活用について研究していく必要があると考えております。

また、近年の有害鳥獣によります農作物被害の増加に対応するため、近隣市町との連携も含めて検討するとともに、有害鳥獣被害防止特別対策事業の有効活用に努めてまいります。

新宮町には、潮風や飛び砂から暮らしを守るための楯の松原がございます。この広大な松林を保全し、町民の憩いの場として活用していくため、議員の皆様を含め地域、企業、学校などのご理解とご協力のもと、協働で取り組みを進めているところでございます。

新宮町クリーン作戦などを含め、年間5回から6回程度、比較的規模の大きな楯の松原保全活動を実施しておりますが、範囲が広いため継続的な取り組みが必要でございますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

次に地方創生、いわゆる地域振興策でございますが、人口増加が続く町の中心地域とは対照的に人口減少が顕著な相島地区、また高齢化や人口減少が懸念されます立花口区や的野区などにおいては、その地域特性に応じた地域振興策が必要でございます。

第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域住民の皆様とともに今後、新宮町が人口減少に転じた際のモデルとなり得るよう、地域活性化のための仕組みや実践を進めてまいります。

その一環として相島地区においては、3か年の最終年度となる地方創生推進交付金を活用し、相島活性化協議会が実践をされる組織、仕事、資金、人づくり事業を支援してまいります。

また、地域振興策につきましては、相島では春フェスタやいけま売り、的野地区でのサンライズフェスティバル in 的野、立花口地区での竹灯籠まつりなどのイベントが年々盛況となっております。

町としましてもこのようなイベントを通して、町内の交流や関係人口を増やし、地域のよさを実感していただけるようしっかり支援してまいります。

ふるさと納税事業につきましては、平成30年度の寄附額が21億1,000万円強であった

のに対しまして、令和元年度は1月までで22億円を突破いたしました。

制度の見直しに伴い、国の関与や本町の返礼品で人気のある、あまおうやみかんなどの農産品、明太子などの海産品が県内の他の自治体でも取り扱えるようになるなど、寄附額への影響を懸念しておりましたが、事業者の協力や特産品の調達にかかわる新宮町おもてなし協会の頑張りもあり、令和元年度の寄附額が過去最高額となりました。今後もこの取り組みが地元農水産事業者や地元企業など産業の振興につながればと思っております。

行政組織につきましては、そびあしんぐう、シーオーレ新宮、福祉センターをそれぞれ生涯学習、子育てと健康、高齢者福祉の拠点にすべく、平成30年度に組織改革を行いました。より効率的に業務を行うため、シーオーレ新宮にある健康福祉課の健康づくり担当を福祉センターに移し、生涯学習、子育て、高齢者福祉と健康の拠点へと再編することを計画しております。

さらに福祉センターでは、耐震化を含めた改修工事を行うことにしており、合わせて新宮町社会福祉協議会と健康福祉課、地域包括支援センターとの事務室の入れ替えも行います。

たび重なる変更で、町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、限られた施設と人員において、効率的に行政運営を行って参るために、判断をさせていただいたところでございます。

また、令和2年度は、新宮ふれあいの丘公園管理棟と同交流施設の運営開始を予定しております。交流施設につきましては、本議会において条例議案を上程させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

これらの件につきましては、広報やホームページ等を通して町民や関係者の皆様に周知を図ってまいります。

本町には、非常勤職員が多数おられますが、令和2年度から地方公務員法に基づく会計年度任用職員として待遇を改善し、公務員として勤務をしていただくことにしています。今後もさらなるサービス向上に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

また、地域の要望や町民の皆様の声を直接お聞きし、行政と町民の距離を縮めるため取り組んでまいりました行政懇談会は、今後も引き続き実施してまいります。

最後に、令和2年度予算の概要について、国の動向も含め、申し述べます。

本町予算とも関連する国の令和2年度予算は、財政再建の目標年度について5年間の延長を行い、あわせて2019年度から2021年度まで社会保障改革を軸とする基盤強化期間と位置づけ、Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくりと経済再生と財政健全化の好循環を意識したものとなっているようでございます。

また、地方財政対策では人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持再生、防災減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和元年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、前年を上回る6

3兆4,000億円が計上されておるところでございます。

そのような状況を踏まえ、策定をいたしました令和2年度の予算案でございますが、一般会計は、予算総額125億1,277万円で、対前年比7.4パーセントの増となります。水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く7つの特別会計の予算総額は32億1,794万5,000円で、対前年比1.7パーセントの増。

水道事業会計は9億7,513万円で、対前年比10.6パーセントの減であります。公共下水道事業会計は16億121万円で、対前年比21.9パーセントの減となりました。

令和2年度も新宮ふれあいの丘公園整備、町営住宅建設事業の継続、さらには扶助費や公債費など義務的経費の増により、財政的に厳しい状況が続く見込みであることから、創意工夫により事業の選択と集中を徹底し、最小経費による最大効果の実現を目標として策定をいたしました。

今後の財政運営につきましては、第6次総合計画の策定を通して施策、事務事業の整理を行い、近い将来に予測されます事業を的確に見定めるとともに、財政シミュレーションによる財政チェックを行いながら進めてまいります。

最後になりますが、私達の子や孫、未来を生きる世代のため、新宮町をこれまで以上に住んでよかった、住み続けたいと思われるようなまちづくりに邁進する所存でございます。

今後とも町議会の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、令和2年度の施政方針とさせていただきます。

そして、緊急事態として新型コロナウイルス感染症問題が発生をいたしました。現在、対策本部を立ち上げまして、町としての対策を講じてまいりますので、どうか議会の皆さんは、また町民の皆様はこのことに対するご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは本日提案をいたしております議案は、条例の制定改廃等14件、令和元年度補正予算10件、令和2年度当初予算10件、契約等3件、路線変更認定等を1件、外部規約協定等1件、計39議案、諸報告4件となっています。

なお、最終日には追加議案を予定しております。

よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます、議会招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第11号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第11号議案新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第11号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険税等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行され、将来的に国民健康保険税率が県内で統一となることを見据え、町の保険税額等を県が示す標準保険税率に準じた保険税額等に改定する必要が生じたため、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容の説明をいたします。改正内容につきましては、3ページ以降に参考資料として添付いたしております新旧対照表にて、改正の主な部分の説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

第3条、ここはいわゆる国民健康保険の医療分に係る所得割額で、100分の7.1を100分の7.9に改めるもの。第5条、医療分の均等割額につきましては、2万5,000円を2万8,000円に改めるもの。第5条の2、医療分の世帯別平等割額につきましては、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ定める額とする。

ということで、4ページをお願いいたします。

特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯2万7,000円を3万円に改めるものです。

続きまして第6条は、後期高齢者支援金に係る所得割の率で、100分の2.3を100分の2.5に改めるもの。第7条は、同じく被保険者均等割額8,000円を9,000円に改めるもの。第8条は、介護納付金に係る所得割率100分の1.9を100分の2.2に改めるもの。第9条の2、同じく被保険者均等割額9,000円を1万円に改め、第9条の3、世帯別平等割額6,000円を8,000円に改めるものでございます。第23条につきましては、ここからは保険税の減額に関する改正で記載のとおりとなります。

改正箇所についての説明は以上でございます。2ページにお戻りください。附則といたしまして、施行期日を令和2年4月1日と定め、適用区分は、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前のとおりとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい、お尋ねします。まず、提案理由の中にあります将来的に県内で統一となるという予測のもとに提示されておりますが、将来的っていうのは今の段階で

どこまでどういう時期を将来見据えてあるのか、ちょっと確認をさせてください。

それから、従来、これはもう私が申し上げることもないんですが、各基礎自治体において国民健康保険税条例っていうのは制定され、それぞれ独自に税条例を制定して徴収しておったわけですが、これが要するに県で統一されるということになると、言ってみれば自動的に県に統一された段階で、国民健康保険税っていうのは、要は、値上げされるんじゃないかっていうことが想定されるんですが、これは制度移行のときにも私申し上げたんですが、結局、県で統一するという事は、イコール、国民健康保険税の値上げになるんじゃないのかという質問したんですが、当時は緩和措置もあるんでというような説明もありましたけど、今回の説明の中には、これ町長の所信のときだったと思うんですが、緩和措置が廃止されるというようなことからいくと、ますます負担が住民に、国民健康保険に加入されてある方々の負担が大きくなるということになるわけですが、その辺の制度についてももう一度説明をしてください。

○議長（牧野 真紀子君） 住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） お答えします。まず1点目の国民健康保険税は、将来的に高くなるのではないかというご質問なんですが、国民健康保険が統一ということで制度が改正になった背景には、各市町村の医療費水準や保険税の格差があるというところもあって、これを県内で、それを賄うということが目的なんです。それは福岡県の運営指針のほうに策定が定めてあるんですが、今後は医療費水準の平準化を図りながら、中長期的に均一化は行っていくということで、将来的に今のところ、どのようになるかというのは、ここでは申し上げられる状況ではないということです。

将来的にというのが、まずこの国民健康保険の制度が改正された時に、市町村の負担が大幅に上がるのではないかとということで、激変緩和措置というのが設けられております。

それで、新宮町もその対象の町となっているんですが、これが令和5年までということに、今のところ激変緩和措置がとられるのが令和5年ということになっております。

新宮町が令和5年まで激変緩和措置の対象の町ということにはならないであろうということで、これも令和3年でもしかしたら新宮町は激変緩和措置の対象の町から外れるのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 住民の皆さんにとって、国民健康保健に加入されている住民の皆さんにとって、将来どうなるのかっていうことをお尋ねしよるんですね。

結局、見通しの中で、先ほど町長の所信の中にもありましたけど、要は丁寧に説明しますと、きめ細かな説明という言葉が使われましたかね。しますというようなことをおっしゃっていた。

まさしく今、それを求められている時期じゃないかなというふうに思うんですね。

これは、国民健康保険の制度自体の問題もあるので、町自体で対策をとれる範疇というのはほんのわずかしかならないと思うんですね。しかしながら、国に対して物申すという自治体は、私はあるべきだろうというふうに思っています。

ですから、例えば折に触れて私も質問の場で言っていますが、外国人が国民健康保険に加入したことによって、医療費が膨大した部分、拡大した部分も一部にはあると、原因の一部にね。全てとは言いませんが一部にあるんじゃないかなというようなこともあるし、これはやはり別の意図を持って加入させた部分も国の制度として、加入させた部分もあると思うんで、その辺の制度設計について、やはり物申さないかんでしょうし、将来どうなるのかっていうのが一番大事な部分ですから、これをきちんと説明をした上で、今回の条例改正は議決を求めるという姿勢で臨んでいただかないと、どうなるかわからんものを中途半端な状態で結論を出すのは、これはいかなものかなというふうに思っているんですが、もう一度お尋ねします。

要するに、将来とは、いつどういうふうになるのか、わからないならわからないでやっぱり確認する必要性が、県の方針をね。そのことも含めて、ちょっともう一度お尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい、お答えします。現在の県内の国保運営の状況につきましては、市町村が法定外繰入、いわゆる赤字の部分をつんだんに入れる自治体、さらには、きちっと独立採算を目指している自治体、その温度差が非常に大きいということで、まずこれをならす必要があると。

そういう過程の中で激変緩和措置とかいう形で今運用されているわけですがけれども、その辺が県内同じような経営意識というか、同じような体制になって独立採算が見通せるというような状況になるには、今少し時間がかかるんだろうと。ほかの他県でも同じ状況じゃないかなという状態でございます。

そのためにはまず、県がそういうふうな状態をつくるために必要とする標準保険税率に、それぞれの市町村が合わせるということがまず必要になってきますけども、昨年度でもやっぱり数千万円の激変緩和の分で、新宮町の国保は運営されてまいりました。

県の激変緩和っていうか、国からいただいているそういう財源が非常に底をついてきたということで、令和2年はおそらく町のほうの試算としては、2,000万円ぐらいの激変緩和の財源しかこないんじゃないかということで考えております。

法定外繰入ということで、そういう不足する分については町が一般財源から支出するわけですが、その財源が今、当初予算で大体通常、昨年が6,000万円ほど予算化させていただいておりました。それが、さらにこのままでいけば1億2,000、3,000万円にな

るという状況が令和2年生じておりますので、その分について、当然保険税率にあわせて、その改善を図っていこうと。

今、言いましたのは予算ベースでございますので、医療費等改善が図られればそのところは少しそこまで必要ないという結果になってきますので、町としては、今、5,000万円から1億円程度の赤字が仮に出たら、その分は一般財源からの法定外繰出は、ある程度やむを得ないという判断をしていますけども、何せ、国民健康保険の被保険者が5,000人を割る状況で、町全体の6分の1から7分の1の方ということでございますので、ここにふんだんに一般財源を投入できるかと、ほかの保険者はそこで独立採算でやられている現状がございまして、ある程度の一般財源の法定外繰出は止むを得ませんけども、それは今後医療費の削減とか、そういったもので何とか縮小を図っていくという形でございます。

ですから、令和3年度以降につきましては、今、2,000万円の赤字補てんがその時点でなくなってくるということでございますので、今回、上げた分から、再度2,000万円ほど必要になってくるということだろうと思います。

何とか今の試算では、その金額が1億円以下になってくるだろうと。激変緩和の国の交付金が出てきても、おそらく1億円以内の繰出で済むだろうという数字を今回上げる、目標とさせていただいておりますので、どうぞ、その辺のことをご理解いただいて、県に統一されたからすぐ上がるんじゃないかと、統一化された後の金額を今、ご提示していると。そこに今、2年分の2,000万円の不足分は、3年度増える可能性があるという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 予測が立ちにくいこと自体は、よく理解しているつもりだし、わかって聞いている部分もありますので、そこはちょっとご理解ください。

それで、先ほどの吉村副町長の答弁の中にもありましたように、現役世代の人たちは、これ社会保険、一般的に公務員の皆さんも社会保険か。ということで、あれですけど、我々も含めて現役世代の時はそうやって、リタイアしてから国民健康保険という状況なんですね。

ですから、その人の一生の中で、当然社会保険から国民保険に移行する時期は当然やってくるわけですから、それはそれとして、その当時は法人と本人とで負担しながら運営されたものが、独自で運営する国民健康保険状態になるわけですから、その辺のその制度自体もご理解の上に、やはり生活に困窮された方々もたくさんいらっしゃるということを想定した中で、どうあるべきなのかというのを考えていかないと、これ自体がやはり大変な負担になっていく可能性が私は十分あると思うんですね。

ですから、そこに手を差し伸べ、特に医療保険、国民健康保険そのものがそういう性格の制度ですから、その辺のことを十分踏まえた上で、今後の県の方向性も含めて自治体の声として上げていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁はよろしいですか。はい。

ほかに。はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 関連してお聞きしたいと思います。今いろいろお話聞いて、大体理解はいたしておりますが、いわゆる2万7,000円を3万円とか、100分の2.5とか100分の2.3というご説明がありましたけれども、なかなかこれ理解するのが難しゅうございましてですね。

だから一般の、例えば私、国民健康保険に入っておりますので、4月から私の税金っていうか、国民保険にかける税金が令和元年度と比べて、令和2年度は大体これぐらいちょっと上がるかもわかりませんねとか、そういう何かそういうざっくりしたやつでいいんで、ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

少ない、足らん分については、先ほど町長が言われました一般財源のほうから繰入していきますよというのは、それで理解はできますんですが、一般的な個人の人たちについての状況がどんなふうでしょうか、それをお聞かせください。

○議長（牧野 真紀子君） 住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） お答えします。国民健康保険税の制度としまして、所得が33万円以下の方であれば、均等割と平等割が7割軽減という制度があります。

また、お二人世帯であれば5割軽減、また2割軽減という、所得が低い方のために軽減という制度もございます。

それで今回、平等割、世帯割が全部合わせて合計で1万円上がります。また、医療分と後期高齢者支援分、介護分で、また所得割の率も上がるんですが、世帯の所得と加入人数によって、ちょっとシミュレーションしたものがあるんですが、例えば300万円の所得の世帯で一人世帯であれば、年間3万4,700円が増額となり、3万4,700円年額ですね。

所得が300万円で、一人世帯の場合であれば、年間3万4,700円上がるということになります。また、世帯の所得等、加入世帯によって幾ら上がるかというのはさまざまでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかに質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第11号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第12号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第12号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第12号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を、これまでの国家公務員準拠から労働基準法準拠に改めるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、第19条中、この19条が勤務1時間当たりの給与額の算出というところでございますけれども、こちらのほうで、「勤務時間に52を乗じたもの」の次にということで、この記載のとおりのできるものとして、この字句を加えた趣旨につきましては、計算の対象となる年間勤務時間から、国民の祝日に関する法律に規定する休日などの時間を減じるということを行うための字句の追加となっております。

この改正によりまして、年間の勤務時間数が減ることとなりますために、結果的に時間、勤務時間単価が増額ということになるという改正でございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。2ページに参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照をお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第12号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第13号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第13号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第13号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額に係る規定を整備する必要が生じたため、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。改正の内容につきましては、第5条に1号を加えて第5条第4号といたしまして、記載のとおりの規定を追加するものでございます。

この号の追加の趣旨といたしましては、提案理由にもありますように、フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額に係る規定を追加するものでございます。この追加に伴いまして、これまでの第4号が第5号に繰り下がりまして、その中で字句を改める必要が生じた分について、字句を改めるところが改正の内容でございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

2ページに参考資料として、新旧対照表をつけておりますのでご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第13号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第14号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第14号議案、新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第14号議案、新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員はその任用形態や任用手続がさまざまであることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの任用形態等に応じた方法で行うことができるようにするため、新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

1ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、第2条に1項を加え、第2条第2項といたしまして、記載のとおりの規定を追加するものでございます。

この趣旨につきましては、この条の第1項のほうで、新たに職員となったものは、サービスの宣誓を行い、宣誓書に署名を行ってから職務につくというような規定が、2ページの新旧対照表のほう見ていただければ、第2条の第1項にそういう規定があるわけなんですけれども、会計年度任用職員のサービスの宣誓につきましては、ここで追加を規定しております別段の定めをすることができるという形にしておりまして、今現在のところ想定しておりますのは、宣誓書の提出をするというところ、サービスの宣誓を会計年度任用職員については行っていただくというような予定としておるところでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

2ページに参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第14号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第15号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第15号議案、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第15号議案、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

す。

提案理由といたしまして、パートタイム会計年度任用職員の報酬額について、職務の特殊性等により、報酬額を決定することが著しく困難である場合に、その報酬額を町長が規則で別に定めることができる旨を規定するため及びパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬に関する規定を常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員と同等の水準となるよう規定を整備するため、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、第2条に1項を加えるもののほうの改正でございます。第2条に第5項といたしまして、記載のとおり規定を追加するものでございまして、この趣旨に関しましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬額について、第2条第1項から第4項まで規定があるわけでございますけれども、この規定によります報酬額の決定のほうが著しく困難であるというような場合につきまして、規則で定めることができるようにするための規定を追加するというのが第2条に1項を加えたものの改正の内容でございます。

また、もう1つの第4条第2項のただし書きを記載のとおり改めるとともに、第4条に4項を加えまして、2ページまでにわたります第4条第3項から第6項までとして、それぞれ記載のとおり規定を追加するものでございます。

この改正の趣旨につきましては、新旧対照表のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

4ページのところでございます。第4条第2項のただし書きの改正につきましては、勤務時間、条例第2条第1項の勤務時間、こちらのほうが週当たりの38時間45分ということになるんですけども、こちらのほうを日当たりの7時間45分に改めるというところでございます。第4条の第3項につきましては、週休日における勤務時間の割り増し率の規定、同条の第4項につきましては、週休日の振替分の割り増し率の規定、同じく第5項と第6項につきましては、ひと月での60時間を超えて勤務した勤務時間の割り増し率というところで、それぞれを細分化して追加したものでございまして、常勤職員フルタイムの会計年度任用職員と同じ形での取り扱いとするための規定としております。2ページのほうに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行することとしております。現在のところの新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例につきましては、現在、未執行の状態となっております。

この一部改正条例を公布の日施行といたしまして、改正を行った上で令和2年4月1日で条例

の施行したいというところの附則となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。これもまた、理由の中に記載されております職務の特殊性により著しく困難であると。言ってみれば、専門技術者とか、そういう方々を想定した話なのかなあというふうに思うんですが、現実に関今の新宮町の現況の中で、その対象になる可能性のある方、もしくは今後、ここ1、2年数年の中で、そういう方を雇用する会計年度任用職員として雇用する見通し、もしくは予測というのはあるんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。この議案を調整しておる際に想定されておりましたのが、スクールカウンセラーでありますとか、臨床心理士でありますとか、そういった職の方々のところを想定しておりましたところで、この議案をつくっております。

今のところ、将来的にこういった職種の方々というような想定は、今現在はしておらないというところが現状でございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。よろしいですか、ほかに。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第15号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第15号議案は原案のとおり可決されました。

これより、10時50分まで休憩いたします。

午前10時40分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（牧野 真紀子君） それでは、ただいまより休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8. 第16号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第8、第16号議案、新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 第16号議案、新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和元年12月16日から施行されたことに伴い、新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

この関係する法律等の一部を改正する法律という非常に長い法律でございますけれども、通称デジタル手続法というような名称が通称としてついておるようでございます。こちらのほうが、情報通信技術を活用した行政の推進に関する各種施策を講じ、もって国民生活の向上や国民経済の健全な発展に寄与するというのが目的となっております法律の改正というところでございます。

この趣旨にのっとりまして、新宮町でも2つの条例で所要の改正を行うというものでございます。改正する条例と内容につきましては、第1条のほうで新宮町固定資産評価審査委員会条例の第6条第2項におきまして、記載のとおり、字句を改めるものでございます。第2条で新宮町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例において、記載のとおり題名を改めるというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

2ページに参考資料といたしまして、新旧対照表をつけておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第16号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第17号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第9、第17号議案、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第17号議案、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者の指定が更新制に変更されたことに伴い、当該手数料を改正する必要が生じたため、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページ目をお願いいたします。

ここに改正する条例を提示しておりますが、第1条で新宮町水道条例の一部の改正、第2条で新宮町簡易水道条例の一部を改正しております。2 ページ目の参考資料として記載しています新旧対照表でご説明いたします。

2 ページ目をお願いいたします。

新宮町水道条例、手数料、第31条第6号で、これまでは工事事業者証の交付の際に、1件2000円の手数を徴収しておりましたが、第6号を水道法第25条の2第1項は、指定の申請となりますが、これは給水装置工事事業者が行う申請で、1件につき手数料を5,000円に改正しております。

次に、第7号、第8号を追加し、第7号に水道法第25条の3の2第1項で、指定の更新としてあるわけですが、5年ごとの更新申請となっておりますので、その更新申請手数料として1件につき5,000円。

第8号、指定給水装置工事事業者証を交付する際の手数料として、1件につき2,000円の改正を行うものです。

これまでの手数料2000円は、交付に係る消耗品などを徴収しておりましたが、更新制に変更となったことから、申請時の手数料と交付の際の手数料に分けての改正とし、その申請受付や書類審査等にかかる時間の人件費を追加し、手数料を定めております。

新宮町簡易水道条例の改正につきましては、水道条例と同様であることから説明は省略させていただきます。

1 ページ目にお戻りください。附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第17号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第18号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第10、第18号議案、新宮町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第18号議案、新宮町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由としまして、下水道事業における排水設備指定工事店及び責任技術者に係る事務の手数料について、水道事業における同種の事務に係る手数料との均衡を図り、下水道事業の公平かつ適正な運用を行うことを目的として、新宮町下水道条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページ目をお願いいたします。

ここに改正する条例を提示しておりますが、2ページ目の参考資料として記載しています新旧対照表でご説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。

排水設備工事の実施として、第8条第1項中、以下からこの条においてを削り、排水設備指定工事店の後に、福岡県下水道協会が実施する試験に合格した者または町長がそれと同等以上の技能があると認める者を有する排水設備指定工事店を追加するものです。

また、第2項中、排水設備指定工事店の後に、及び責任技術者を追加するものです。これは、これまで責任技術者については、新宮町下水道条例施行規則で必要事項について定めておりましたが、今回条例の一部改正に伴い、責任技術者証の交付の際に手数料を徴収することから第8条の一部を改正しております。

次に、第21条の後に第21条の2、手数料を追加しております。手数料は、次に、各号の区別により申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別な理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができるとし、第1号で排水設備工事店の指定または指定の更新を申請する際には、申請手数料として1件5,000円。

第2号では、排水設備指定工事店証の交付手数料として、1件につき2,000円。第3号で

は、責任技術者証の交付手数料として、1件2,000円を追加しています。

これまでは、新宮町下水道条例施行規則の規定により、実費を徴収しておりましたが、今回水道条例の改正により水道事業で同種の事務に係る手数料との均衡を図り、下水道事業の公平かつ適正な運用を行うため手数料の改正を行うものです。

1 ページ目にお戻りください。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第18号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第19号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第11、第19号議案、新宮町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） 第19号議案、新宮町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

理由といたしまして、文化財保護法第190条第1項に規定される地方文化財保護審議会に当たる新宮町文化財保護委員会に係る事項を条例に定めるため及び近年多発する非常災害に起因する文化財のき損被害への円滑な対応を行うため、新宮町文化財保護条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページに条例の改正内容を記載しておりますが、添付しております新旧対照表でご説明いたしますので、2 ページをお開きください。

改正前の第5条第4項削除し、以下5号から7号までを1号ずつ繰り上げるものです。第6条第3項は、第5条の5繰り上げに伴う字句の改正です。第14条は、昨今急増しております非常災害に伴う文化財のき損について、早急な応急保存措置をとることができるよう改正するものです。

また、改正前の第3章を第4章に繰り下げ、新たに第3章として、新宮町文化財保護委員会を加え、第18条に文化財保護委員会の設置について、第19条に諮問について定めるものです。

これに伴い、改正前の第18条を第20条に繰り下げるものです。

1ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第19号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第20号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第20号議案、新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第20号議案、新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

民法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、債権関係の規定の見直し及び公営住宅に係る制度改正の内容を反映する等のため、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の主な改正は、国の公営住宅に関する基本的な考え方に沿って進めており、民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加などを踏まえ、今後、町営住宅の入居に際し、連帯保証人を確保することがより一層困難になることが懸念されることから、連帯保証人を確保できないために、町営住宅に入居することができないといった事態をが生じることがないように連帯保証人に関する規定を削除するものです。

ただし、これまでの連帯保証人が実質的な緊急連絡先としての役割を担っていることから、連帯保証人にかわり、緊急時の連絡先を新たに提出する規定に改正するものでございます。

次のページ、1ページから3ページまでは改正条文と附則となっております。

主な改正点を参考資料の新旧対照表で説明いたします。

4ページ、5ページをお願いします。

これは公募の例外や入居者の資格等に関する規定で、国が示す住宅確保、要配慮者などについて追加するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

6ページ上段、第11条住宅入居の手続に関する規定でございます。第11条は、町営住宅入居手続の際に連帯保証人の連署する請書を提出するなどの規定がなされておりましたが、今般の民法改正に伴う国の公営住宅管理標準条例の改正にあわせ、連帯保証人を廃止し、連帯保証人にかわって新たに緊急連絡先の提出を求めるものでございます。

次に7ページ下段になりますが、第18条敷金に関する規定でございます。

入居者が家賃を支払わないとき、町は敷金をその債務の弁済に充てることを規定したものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページ上段の第19条、修繕費用の負担に関する規定でございます。

入居者へ修繕に関する負担を求める場合は、当該費用の負担について特約を締結することになるため、町長はその内容を具体的に定めなければならないとするものでございます。

次に同じく8ページ、中段以降の第20条、入居者の費用負担義務、第21条入居者の保管義務、第25条住宅の増築等の制限に関する規定は、入居者の責任を明確化するものでございます。

最後に、9ページ下段の第39条、住宅の明渡し請求に関する規定でございますが、不正行為などによって入居者者に対する請求額の算定に利用する利率を法定利率に変更するものでございます。

なお、新旧対照表で説明いたしましたので、改正条文のほうの説明は割愛させていただきます。

また、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上で説明終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 民法改正とかで、こういうふうに変更をするということなんですけど、現在の入居者とかとの契約はどのようにされていくんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。現在は、連帯保証人をとらせていただきまして、それを出していただいております。

こういった形にしておりますけども、今後は国の方針、県の方針もありますけども、この連帯保証人をなくして、緊急連絡先といたすということになっておりますが、現在は連帯保証人をつけて出していただいております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 新しく条例改正して、現在契約をしている入居者の方との契約は、

もうそのまま継続されるのか、それとも新しい契約をされるのかっていうことを聞いているんですけど。

○議長（牧野 真紀子君） はい。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。現在の契約は有効でございますが、改めて、個人個人さんの皆さんに緊急連絡先という形の紙を出していただこうと思っております。すいません。現在、連帯保証人を出していただいておりますが、それは有効でございますけれども、かなり時間も経っている部分もありますので、改めて居住していらっしゃる方には、緊急連絡先という紙を出していただこうと思っております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 通常の民間の契約であれば、以前の契約はそのまま残してっていうことなんですけれども、公営住宅ですから条例改正をされて、そして保証人をとらなくなったと、新たな契約はとらなくなったと。

ただ、以前からの契約の方に関しては、連帯保証が残っておけば、それは請求権というのがありますよね。ただ、条例改正をされるということであれば、今まで入居されていた方は、新たにこの条例に基づいて契約をされるのか。それとも、そのまま継続されるのかということを知っているんで、連帯保証に限らず、敷金の清算とかもやっぱり違ってきますよね、以前の契約とは。

だから、そこら辺をどういうふうに整理されるのですかっていうことを聞いているんです。

○議長（牧野 真紀子君） 暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（牧野 真紀子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。今回、改正なされましたら、契約の方は新たに契約といいたいでしょうか、連帯保証人がない形の緊急連絡先ということで新たに作り直す形になります。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 連帯保証だけでなく、この条例に基づいているいろんな部分を変更して、今入居してある方とは、新たに契約をするということによろしいんですよね。

○議長（牧野 真紀子君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい。今挙げています改正条例がとおりだと、連帯保証人をとり

ました以前の契約じゃなくて、新たに連帯保証人ではなくて緊急連絡先といった様式を出してもらう形で。

○議長（牧野 真紀子君） すべてに対して、そこだけじゃなく、すべてに対してっていうこと。

○環境課長（安河内 正路君） すいません。すべてに関してとり直すという形でお願いしたいと思っています。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですかね。はい、ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい。それでは質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第20号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13、第21号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第13、第21号議案、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 第21号議案、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、放課後児童支援員は、都道府県知事または政令指定都市の長が行う研修を終了したものでなければならぬとされておりますが、経過措置を定め、認定研修を修了していないものであっても放課後児童支援員の要件を満たし、平成32年3月31日までに終了することを予定しているものは、放課後児童支援員とみなすことを可能としておりました。

しかしながら、放課後児童支援員認定資格研修をいまだ受講していない職員も多いことから、今回の省令改正により、従うべき基準から参酌すべき基準となり、市町村の責任と判断のもと、その期間を延長することが可能となりましたので、実情を踏まえまして1年間延長するものでございます。

1ページをお願いいたします。

附則第2項中、平成32年3月31日を令和3年3月31日に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料として、2ページに新旧対照表をつけておりますのでご参照をお願いします。

以上で説明終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第21号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第22号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第22号議案、新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第22号議案、新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行等及び教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助に係る事務を庁内連携事務から削る必要が生じたことから、新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

1ページをごらんください。第1条中、法第19条の9号を法第19条の10号に改めるものです。第4条、第4項中の第2項を前2項に改め、第5条中、法第19条第9号を法第19条第10号に改めます。別表中の教育委員会3、4を削り3とするものでございます。

2ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第22号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第22号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第23号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第23号議案、新宮町差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第23号議案、新宮町差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別の解消を目的とした法令等の理念にのっとり、人権尊重のまちづくりをさらに進めるため、新宮町差別をなくし人権を守る条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この条例改正の趣旨につきましては、提案理由にもありますとおり、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律を含めた3つの法律が施行されるなど、差別の解消に向けた法律の整備が大きく進んでおるところでございます。

本町におきましては、平成8年に本条例を制定し、この条例を基軸として新宮町の人権施策が行ってまいりましたが、人権を取り巻く状況は依然として厳しく学校、職場、地域、家庭など、社会生活のさまざまな場面において部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する偏見や差別、いじめや虐待などが今もなお残っておるところでございます。

このような状況の中、本町におきましても法令等の理念にのっとり、町民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりをさらに進めるため条例を改正するものでございます。

1ページは改め文でございますので、2ページの参考資料、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、第1条中の改正で、部落差別の解消の推進に関する法律という法律名を明記するとともに、障害者、女性、いじめ等、というのを女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に改めるもの。

第3条の見出しにおきまして、町民の課題を町民の責務に改めるもの。

第5条といたしまして、相談体制の充実の条文を記載のとおり追加するもの。

第5条を第6条といたしまして、見出しを含めて、啓発を教育及び啓発に改める。

第7条といたしまして、実態調査等の実施の条文を記載のとおり追加するもの。

第6条を第8条とするというものでございます。

1 ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第23号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第23号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第24号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第24号議案、新宮町同和対策審議会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第24号議案、新宮町同和対策審議会条例を廃止する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、平成14年3月31日の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効に伴う同和対策事業の見直しにより、新たな人権施策の構築や一般対策への移行等を行ったため、同和対策事業について審議する機関の設置について定めた新宮町同和対策審議会条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

廃止をする理由といたしまして、提案理由にもありますように、国が特別対策として行ってまいりました同和対策事業は、平成13年度の法律の失効を受け終了いたしておりますけれども、福岡県では県の特別対策を5年間延長、本町におきましては一部を平成28年度まで延長して、その後、一般対策への移行を行ってまいりました。

そのため、同和対策事業の審議機関設置の必要が現在なくなっておりますことから、本条例を廃止するものでございます。

1 ページをお願いいたします。

新宮町同和対策審議会条例を廃止する条例、新宮町同和対策審議会条例は廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第24号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第25号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第25号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） 第25号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

歳出から説明をいたします。12ページ、13ページをお願いします。

1款1項1目事務費のうち、3節職員手当等77万6,000円の減ですが、渡船職員の扶養者が1名外れたことによる扶養手当、地域手当の減と臨時便対応など、時間外勤務が見込みより少なかったことによる減となります。

11節印刷製本費4万6,000円の減ですが、定期券申し込みが少なく、在庫で対応できたことによる減です。

1款2項1目事業費のうち、9節旅費85万8,000円の減ですが、特別旅費75万8,000円の減は、ドックに入っの検査作業を佐世保での宿泊予算として計上していましたが、入札により西戸崎になったことによる減。普通旅費10万円の減も、作業場所が下関となった場合の日帰り旅費で計上していたのが、特別旅費と同じく西戸崎になったことによるものです。

11節需要費348万9,000円の減ですが、当初予算で95円としていた燃料単価が実績では85円平均であったことから、139万4,000円の減。

修繕料は、入札等により209万5,000円の減となります。

12節役務費12万3,000円の減ですが、クリーニング代の執行残で5万6,000円の減。船体保険料の入札による6万7,000円の減となります。

13節委託料35万3,000円の減ですが、乗船客が多い時期での整理業務で、悪天候等による未実施による減となります。

14節使用料及び賃借料の384万6,000円の減ですが、当初予定日数より短期間で完了したことによる減となります。

15節工事請負費73万4,000円の減ですが、相島にあります給油施設の改修工事入札に

よるものです。

次に8ページ、9ページ、歳入を説明いたします。

1款1項1目事業収入、1節渡船料金1,156万5,000円の増のうち、一般券利用者1,110万円の増ですが、9月、10月の来島者は15パーセントほど減少したのですが、12月までの平均では前年より5パーセント増であったことと、消費税率改定によるものです。

往復券利用者は、相島での購入になるのですが、利用者減により49万6,000円の減。逆に、回数券の購入が多かったことから、96万1,000円の増となります。

2節定期料金25万1,000円の減ですが、1か月定期の購入から割引額が大きい6か月定期の切り換え者が増えたことや、購入自体そのものの減少によるものです。

3節団体料金20万円の減ですが、海外からと思われる団体客が減ったことによるものです。

4節手荷物料金1万円の減ですが、取扱量が減ったことによります。

2款1項1目渡船事業国庫補助金、1節渡船事業補助金138万4,000円の減は、補助額が確定したことによる減となります。

3款1項1目渡船事業県補助金282万8,000円の増も補助額の確定によるものです。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、収支調整となります。

5款1項1目繰越金は、前年度繰越金が確定したことによります。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第25号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第26号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、第26号議案、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第26号議案、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億68

6万6,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費につきまして、12月補正で計上しておりましたシステム改修委託料が、国庫補助金の対象になる旨の通知があり財源更正するものです。特定財源といたしまして、歳入の3款1項2目総務費補助金、1節一般管理費補助金の社会保障・税番号制度システム整備補助金94万7,000円を充てるものでございます。

2款5項1目19節負担金補助及び交付金12万円を計上しております。葬祭費補助金を増額するものです。5款1項1目特定健康診査等事業費、4節共済費1万5,000円を計上しております。給与改定に伴うものでございます。

次に、歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。

5款1項1目1節保険基盤安定繰入金18万8,000円の減額と、4節財政安定化支援事業繰入金42万4,000円の増額につきましては、額の確定によるものです。

5節その他一般会計繰入金は、収支調整によるものです。

7款2項1目雑入、1節153万5,000円につきましては、平成30年度分の国保事業費納付金、退職者医療費の返還金となります。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第26号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第26号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第27号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、第27号議案、令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第27号議案、令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

今回は、歳入のみの補正となります。4ページ、5ページをお願いいたします。

3款1項1目1節保険基盤安定繰入金72万7,000円の減額は、本年度の額の確定によるものです。2節一般会計繰入金112万7,000円の減額は、収支調整によるものです。

4款1項1目1節繰越金、前年度繰越金の確定によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第27号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第27号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第28号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、第28号議案、令和元年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第28号議案、令和元年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。本事業特別会計予算は、今回が補正予算の第1号となりますために、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は「平成31年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の名称を「令和元年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」とする表記をさせていただいております。

第1条の既定の歳入歳出予算につきましては、それぞれ8万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ76万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、令和元年度の貸付金元利収入の見込み増に伴い、その部分を歳入予算に計上し、一般会計に繰り出すというものでございます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目28節につきましては8万8,000円は、一般会計繰出金でございます。

歳入につきましては8、9ページになります。

1款1項1目1節は、前年度繰越金の確定に伴うもの、2万9,000円を増額しております。

2款1項1目住宅新築資金等貸付金国庫分元利収入、1節の元金収入として5万9,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第28号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第28号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第29号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第21、第29号議案、令和元年度新宮町相島診療場事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第29号議案、令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

最初に歳出から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費のうち、11節需用費の修繕料及び12節役務費は、派遣医師の交代に係る官舎の畳替えや清掃、引越し荷物の運搬料に充てさせていただいております。

19節負担金補助及び交付金は、負担金額の確定に伴う増額でございます。

1款2項1目研究研修費のうち、9節旅費は、医師の学会参加が予定より少なくなったため、14節使用料及び賃借料の減は、医師の研修時の有料道路の利用料が少なかったことによる減額でございます。

2款1項1目医療用機械器具費のうち、11節需用費は、検査に使う消耗品についてですが、検査が必要な患者さんが少なかったことによる減額でございます。

同項2目医療用衛生材料費、11節需用費、医薬材料費、同じく3目薬務費、13節血液検査等委託料につきましては、4月からの実績を踏まえ再試算し、減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を行います。戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

1款1項1目総務使用料、1節診療報酬につきましては、4月からの実績を踏まえ、再試算し248万4,000円の減。

3款1項1目一般会計繰入金は収支調整、4款1項1目繰越金につきましては、額が確定いたしましたので92万4,000円の増額といたしております。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第29号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第29号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 第30号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第22、第30号議案、令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第30号議案、令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,871万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,036万円とするものでございます。

4ページ目をお願いいたします。第2表地方債補正、簡易水道事業債の限度額を170万円減額し、1,860万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。10ページ、11ページ目をお願いいたします。

1款1項1目事業費1,851万2,000円を減額しております。内訳としまして、7節賃金で当初、淡水を浄水場まで車両による運搬で計画しておりましたが、ポンプによる輸送に変更したことによる臨時雇賃金204万2,000円の減となっております。

次に、11節需用費は、海水淡水化装置の稼働日数が当初予定していたよりも短くなったことや、借り上げ車両の燃料費が不要となったことによる燃料費123万3,000円の減となっております。

13節委託料では、第2貯水池の実施設計及び変更認可申請作成業務の入札執行残によるもので、512万8,000円の減となっております。

14節使用料及び賃借料では、代船の借り上げ回数が予定していた運搬回数より減になったことや、淡水の運搬方法を変更したことで、車借上料が不要となったことによる278万1,000円の減となっております。

19節負担金補助及び交付金は、水資源機構から借用していましたが海水淡水化装置の借用期間が短くなったことによる、海水淡水化施設使用負担金701万3,000円の減となっております。特定財源として、簡易水道事業債170万円を減額しております。

次に、2款1項2目利子の23節償還金利子及び割引料は、前年度借入分の額が確定したことによる20万4,000円の減となっております。

次に、歳入について説明いたします。8ページ目、9ページ目をお願いいたします。

6款1項2目1節消費税還付金は、消費税還付金の額確定によるもので7万1,000円を減

額しております。

4款1項1目1節一般会計繰入金1,694万5,000円の減で、収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、お尋ねいたします。淡水の運搬方法を変更されたということだったんですが、具体的にどのような変更があったのか教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。当初予算計上時は、一昨年運搬方法と同じレンタカーを借り上げてまして、臨時の方を雇った中で浄水場まで水を運搬していたわけなんですけど、そのあと、淡水化装置の設置場所が、現在置かせていただいております相島小学校のほうのグラウンドに設置することができるようになった関係から、ポンプによる圧送ということで変わっておりますので、それによる運搬方法の変更となっております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第30号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第30号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23、第31号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第23、第31号議案、令和元年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第31号議案、令和元年度新宮町水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款水道事業収益、補正予算額878万7,000円を減額し、合計の7億7,843万9,000円とするものでございます。

次に支出では、第1款水道事業費用、補正予算額1,738万7,000円を減額し、合計の6

億8,282万2,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億73万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額530万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,543万7,000円で補てんするものとする。」に改めるものでございます。

収入において、第1款資本的収入、補正予算額、1億3,164万4,000円を減額し、合計の7,164万4,000円とするものでございます。また支出においては、第1款資本的支出、補正予算額、1億2,000万円を減額し、合計の2億7,238万2,000円とするものでございます。

4ページ目、5ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、収益的支出のほうから説明させていただきます。1款1項1目原水及び浄水費の減1,738万7,000円は、福岡地区水道企業団からの受水を構成団体へ融通したことで、受水量が減ったことによる1,850万円の減と、それに伴い自己水源からの取水量を増やしたことによる動力費、電気代の増で111万3,000円を増額しております。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

1款1項1目給水収益の減878万7,000円は、給水件数は昨年度より増加しておりますが、1件当たりの従量料金が減ってきているため減額するものでございます。

6ページ目、7ページ目をお願いいたします。

資本的収入及び支出、先に資本的支出についてご説明いたします。1款1項2目配水設備工事費の減は、今年度の下水道管渠新設工事の進捗状況により、緑ヶ浜地区の配水管布設替工事の一部を次年度工事に振り替えたことによる工事請負費1億2,000万円を減額するものでございます。

次に、資本的収入についてご説明いたします。1款1項1目負担金の減は、資本的支出でご説明しましたが、今年度の下水道管渠築造工事の進捗状況により、配水管布設工事費の一部を次年度に振り替えたことによる消火栓設置工事費が3基減少したことによる他会計負担金164万4,000円の減額と、工事負担金1億3,000万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第31号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24. 第32号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、第32号議案、令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第32号議案、令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款下水道事業収益、補正予算額462万円を減額し、合計の9億5,710万1,000円とするものでございます。また、支出において、第1款下水道事業費用、補正予算額、614万円を減額し、合計の8億9,906万円とするものでございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,157万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,306万7,000円、過年度損益勘定留保資金7,669万2,000円、当年度損益勘定留保資金1億5,181万2,000円で補填するものとする。」に改めるものでございます。

収入において、第1款資本的収入、補正予算額1億7,690万5,000円を減額し、合計の7億1,834万7,000円とするものでございます。

また、支出において、第1款資本的支出、補正予算額1億6,277万4,000円を減額し、合計の9億7,991万8,000円とするものでございます。

2 ページ目をお願いいたします。

第4条、予算第5条で定めた継続費を補正するもので、1款1項ポンプ場建設改良事業において、総額1億727万7,000円を減額し、2億1,913万3,000円とするもので、年割額は記載のとおりでございます。この減額の主な理由は、入札執行による減額となっております。

第5条、予算第7条に定めた企業債の予定額について、事業費の確定により1億5,890万円減額し、3億9,400万円とするものです。

6 ページ目、7 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出を先にご説明いたします。1款1項1目管渠費で、管路調査委託の

入札執行残で80万2,000円を減額しております。1款1項2目新宮処理区管理費の243万8,000円の減は、福岡市下水処理委託料の処理単価は昨年度と同じ51.84円でしたが、委託処理水量の減に伴うもので259万9,000円の減と、新宮ポンプ場の電気料金が夏場の降雨量が多かったことで契約電力量が変わり、基本料金が上がったことによる16万1,000円の増額となっております。1款1項3目中央処理区管理費の使用料は、水処理に対する負荷が増大したことで、焼却汚泥が増加したことによる玄界環境組合じん芥処理場使用料216万4,000円の増となっております。1款2項1目企業債利息の506万4,000円の減は、昨年度借り入れ分の利率が低かったための減額でございます。

次に、収入の説明をいたします。1款1項2目再生水利用料で、供給しております商業施設が、降雨が多かったことによる雨水利用量が増えたため、再生水利用料が25万8,000円の減となっております。3目負担金の180万5,000円の減は、一般会計からの雨水処理負担金の決算見込みにより減額するものです。4目の国庫補助金の99万5,000円の減は、防災安全交付金の交付決定に伴うものでございます。1款2項2目補助金の156万2,000円の減は、繰入基準による一般会計からの補助金を決算見込みにより減額するものでございます。

8ページ目、9ページ目をお願いいたします。

資本的支出についてご説明いたします。1款1項1目汚水管路新設費の補償金は、補償金1億3,000万円の減は、今年度の下水道管渠新設工事の進捗状況により、水道移設工事を次年度工事に振り替えたことによるものです。

また、4目ポンプ場建設改良費の3,277万4,000円の減は、主に新宮ポンプ場電気設備改築更新工事の入札執行残によるものでございます。

次に、資本的収入についてご説明いたします。1款1項1目企業債の1億5,890万の減は、事業費の確定により減額するものでございます。1款3項1目国庫補助金の1,800万5,000円の減は、防災安全交付金の交付決定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第32号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第32号議案は原案のとおり可決されました。

ここで13時20分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時20分再開

○議長（牧野真紀子君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25号 第33号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第25号、第33号議案、令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第33号議案、令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,224万7,000円とするものでございます。

4ページ目をお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正としまして、相島浄化センターの電気設備保守点検業務が令和2年4月から実施する必要があることから、追加させていただいております。事項、期間、限度額については記載のとおりでございます。

次に歳出についてご説明いたします。10ページ、11ページ目をお願いいたします。

1款1項1目排水施設管理費の11節需用費の光熱水費を11万3,000円増額しております。これは昨年8月の大雨により下水道のマンホール蓋より雨水が流れ込んだために、電気料金が増えたもので、マンホール蓋の補修については今年度末までに修繕する予定としております。

次に歳入についてご説明いたします。8ページ目9ページ目をお願いいたします。

歳入につきましては、3款1項1目の前年度繰越金確定に伴う73万7,000円の増と、2款1項1目一般会計繰入金、62万4,000円の減で収支調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第33号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第33号議案は原案のとおり可決されました。

日程第26. 第34号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第26、第34号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 第34号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正は第1条記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,285万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、144億7,743万9,000円とするものでございます。

第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正、第4条債務負担行為の補正、第5条地方債の補正につきましては、6、7ページになります。

第2表、継続費の補正は、変更として1事業を計上しております。補正前、補正後の総額、年度年割額は記載のとおりでございます。

8款4項、都市計画マスタープラン等策定補助委託料につきまして、契約を締結したことに伴い、総額、年割額を変更するものでございます。

第3表、繰越明許費の補正は6事業を計上しております。そのうち、2款、立花口古民家改修事業。8款、未就学児等の交通安全対策事業及び10款のギガスクール構想に関する2事業については、国の補正予算に係るものでございます。

2款1項、立花口古民家改修事業4,235万円は、地方創生拠点整備交付金を活用し、古民家を整備すべく要望を行ったため、本補正予算に計上し、繰り越すものでございます。

3款1項プレミアム商品券事業は、消費税率の引き上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費喚起等のための事業で、プレミアム商品券の使用期限が3月末となっていることから、事業費の交付等の業務が4月以降に係る見込みがあるため、2,791万6,000円を繰り越すものです。

8款2項、未就学児等の交通安全対策事業は、補助金の交付決定を受け、本補正予算に計上し繰り越すものです。

10款1項、小中学校情報ネットワーク環境整備事業1億6,327万5,000円及び小中学校情報機器整備事業3,171万円は、ギガスクール構想の実現に向けた地方財政措置がなされたことから、校内通信ネットワークの整備及び児童生徒、1人1台の端末の整備を行うもので、本補正予算に計上し、繰り越すものです。

10款2項、相島小学校トイレ改修事業4,050万円は、補助金交付決定を受け、本補正予

算に計上し繰り越すものでございます。

第4表、債務負担行為補正は、追加としまして10項目挙げています。

主に令和2年度開始とともに事業が執行できるよう、今年度中に契約等の事務を行う必要があるために計上するもので、事項、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

最後の項目は、粕屋北部消防組合が令和元年度に発行した地方債の償還に係る経費について、期間が令和2年度から令和8年度まで、限度額は償還に係る経費を、粕屋北部消防組合同約第12条の規定により算出した額として計上しております。

次のページ5表、地方債補正は、追加としまして3事業、変更として8事業を計上しております。追加分につきましては、第3表、繰越明許費で説明いたしました、小中学校情報ネットワーク環境整備事業に伴うもの。相島小学校トイレ改修事業に伴うもの、立花口古民家改修事業に伴うもの、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

変更分につきましては、起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりそれぞれの事業費が確定したことによる、限度額の変更でございます。

それではこれから歳出予算の説明をいたしますが、款を追いながらの説明の前に、今回補正予算の人件費にかかるものを説明いたします。

職員の退職に伴う給料、手当の減、時間外勤務手当の増、居住状況の変更に伴う住居通勤手当の増減、退職手当組合及び社会保険料の確定に伴う増減、非常勤職員賃金の増減を行っております。

今回の補正に関しましては実績等に伴う増減、入札等による執行残の減額などが多くあり、特定財源につきましても、歳出の増減に伴う国県支出金の交付決定などにより、歳出の増減を伴わない財源更正等もございますので、主だったものを増額補正の中心に説明させていただきます。

26、27ページをお願いします。

1款1項1目議会費は、事業費の確定等により減額をしております。

2款1項1目一般管理費、次のページになりますが、14節ポータルサイト使用料、366万6,000円は、楽天などの手数料率が高いサイトの利用が多いため増額しております。その他、8節報償費、記念品代等は事業費の確定等により減額しております。

特定財源といたしまして14款2項2目6節プレミアム商品券事務費補助金155万2,000円のうち、28万3,000円を充当しています。

5目財産管理費全体では減額となっておりますが、14節コピー使用料、50万5,000円は使用実績により増額しております。11節12節13節は、事業費の確定に等により減額しております。

特定財源といたしまして、13款1項1目1節自動販売機設置等使用料を減額し、充当しています。

7目電算管理費、8目交通安全対策費、事業費の確定等により減額しております。

30、31ページをお願いします。

9目公有地拡大及び土地利用調整費につきまして、15款の土地対策費補助金の額が確定しましたので財源更正をしております。

10目国土調査費は、国県支出金の交付決定に伴い事業費を減額するもので、特定財源としまして14款1項1目1節、地籍調査費負担金427万円、15款1項1目1節地籍調査費負担金213万5,000円を減額しております。

11目まちづくり事業費は、事業費の確定等により減額しております。

13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費は、繰越明許費でも説明しましたとおり、補助金を活用して立花口の古民家を改修するもので、全額を繰り越すもので、特定財源といたしましては、14款2項1目2節、地方創生拠点整備交付金2,117万5,000円、21款1項9目1節、交流拠点整備事業債2,110万円を充当するものです。

2項2目賦課徴収費は、事業費の確定等により減額しております。

32、33ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費、12節コンビニ交付手数料3万3,000円は、コンビニ交付の件数が増えたため、13節統合端末設定委託料はマイナンバーカード交付事務の増強のため、19節、地方公共団体情報システム機構負担金137万3,000円は、国からの通知に伴い増額するものです。

特定財源といたしまして14款2項1目1節、社会保障・税番号制度システム整備補助金152万1,000円を充当しています。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費から、10ページの4目、町長町議会選挙費は、事業費の確定により減額しております。

3目の特定財源につきましては、15款3項1目5節、県知事県議会議員選挙費委託金149万円を充当しております。

36、37ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、28節、国民健康保険特別会計繰出金234万7,000円は、一般財源から特別会計へ繰り出すもので減額して計上しております。

特定財源としまして14款1項2目1節保険基盤安定負担金51万7,000円を充当。15款1項2目1節国民健康保険基盤安定負担金65万9,000円を減額して充当しています。

2目福祉センター管理費全体では減額となっておりますが、12節、電話、ファクス料金9万

7,000円は使用実績により増額しております。11節光熱水費及び13節委託料は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源といたしましては、13款1項2目2節、福祉センター使用料、13万8,000円及び14款2項2目5節を社会資本整備総合交付金113万1,000円減額し、充当しています。

4目老人福祉費も全体では減額となっておりますが、13節、配食サービス事業委託料、13万4,000円は、利用者が増えたための増額。

次の38、39ページをお願いします。

20節老人福祉施設入所者扶助費61万2,000円は、対象者が増えたために増額しております。

その他、9節費用弁償等は事業費の確定等により減額をしております。

5目人権・同和政策費は事業費の確定等により減額、7目障害者福祉費、13節自立支援医療支払事務委託料7,000円、自立支援給付費等審査支払事務委託料1万2,000円は件数の増に伴い、地域生活支援事業委託料139万6,000円、19節、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業補助金10万円及び20節、自立支援医療給付費653万7,000円、自立支援給付費521万円、日常生活用具等給付費51万2,000円は、これまでの実績が多く、予算が不足する見込みとなったために増額するものです。13節、障害者福祉サービス費報酬算定業務委託料は不要となったため、20節、障害児自立支援給付費は、実績見込みに基づき減額するものです。

8目介護保険事業費は、連合からの通知に基づき減額しております。9目後期高齢者医療対策費28節後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から当会計に繰り出すもので、減額して計上しており、特定財源の15款1項2目3節、後期高齢者医療保険基盤安定負担金54万5,000円を県からの通知に基づき減額し、充当しています。

40、41ページをお願いします。

10目プレミアム商品券事業費は、実績に基づき、事業費が減額しています。

繰越明許費で説明しましたとおり、事業の交付等の業務が4月以降にかかる見込みであるため、次年度へ繰り越すものです。

特定財源といたしまして14款2項2目6節プレミアム商品券事業費補助金1,660万円を減額し、充当。プレミアム商品券事務費補助金155万2,000円のうち、126万9,000円を充当。20款4項3目1節、プレミアム商品券販売収入を減額し充当するものです。

2項1目、児童福祉総務費、19節、障害児保育事業補助金、病後児保育事業運営費負担金、病児保育事業費負担金は、本年度見込みにより増額しております。

3目児童福祉施設費、14節学童保育所用品備品借上料は実績に基づき減額しています。

5目子ども医療対策費及び6目ひとり親家庭医療対策費につきましては本年度見込みにより、13節保険請求書審査委託料、20節医療費を増額しております。

42、43ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費、28節相島診療所事業特別会計繰出金及び簡易水道事業特別会計繰出金はそれぞれ一般会計から当該特別会計に繰り出すものです。

特定財源といたしましては、21款1項1目1節、簡易水道施設整備事業債、150万円を減額し充当しています。2目予防費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源といたしまして、14款2項3目1節疾病予防対策事業費等補助金23万5,000円を減額し充当しています。

2項2目塵芥処理費、11節印刷製本費は、新たにごみ出しパンフレットを作成するための増額です。3目し尿処理費、13節浄化槽施設調査業務委託料111万1,000円は事業費の確定により減額しております。

6款1項1目、農業委員会費は事業費の確定等による減額をしております。特定財源といたしまして、20款4項1目1節、農業者年金事務交付金を減額し、充当しております。

44、45ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費は事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして15款2項5目2節、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金16万7,000円を減額し、充当しています。

4目農地費は15款2項5目5節、農村整備総合事業補助金の額が確定しましたので、財源更正しております。

3項1目水産業総務費、28節相島漁業集落環境整備事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、減額しています。

2目水産業振興費は事業費が確定したこと及び、当初、県補助金を含めた額を計上していましたが、県の補助金が直接事業者を支払われ、町の補助金部分のみの支払いとなるための減額するものです。また、あわせて特定財源につきましても、15款2項5目4節漁港施設等改修事業補助金を全額減額し、21款1項2目漁業施設整備事業債150万円減額のうち10万円を充当しています。

3目漁港管理費は、事業の確定により減額しております。特定財源といたしまして13款1項4目1節、駐車場使用料270万円のうち、189万円及び漁港施設占用料25万8,000円を充当。14款2項4目2節水産物供給基盤機能保全事業補助金150万円を減額し、充当。21款1項2目1節、漁業施設整備事業債150万円のうち140万円を充当しています。

7款1項3目1節、地域おこし協力隊の報酬及び19節、活動支援事業補助金は、地域おこし協力隊員の隊員の1名増員を予定しておりましたが、対象者がいませんでしたので減額するもの、新宮町おもてなし協会の補助金、本年度補助金が不要となったための減額するものです。

46、47ページをお願いします。

8款1項1目土木総務費は事業費の確定等により減額しております。

8款2項1目11節修繕料は、JR新宮中央駅自由通路多目的トイレの修繕のための増額、13節の自由通路等管理委託料が確定したための減額をしております、特定財源といたしまして13款1項5目1節道路占用料を充当しております。

2目道路新設改良費は特定財源の14款2項5目1節社会資本整備総合交付金2億3,940万6,000円の減のうち63万円の減額により財源更正でございます。

3目交通安全施設費につきましては、繰越明許費で説明しましたとおり未就学児等の交通安全対策のための工事費を増額し、全額繰り越すものでございます。特定財源につきましては14款2項5目1節社会資本整備総合交付金2億3,940万6,000円の減のうち、55万円を増額追加し、充当しています。

3項1目河川維持費は、13款1項5目3節法定外公共物使用料が増額の見込みであるために財源更正しております。

4項1目都市計画総務費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、13款2項4目1節屋外広告物許可申請手数料17万6,000円。15款3項3目1節、建築確認事務委託金3万8,000円を充当しています。

48、49ページをお願いします。

2目公園費は本年度補助事業が減額となったため、また、ふれあいの丘公園交流施設整備事業費の確定に伴い、目全体で大きく減額となっております。11節光熱水費8万5,000円は、電気料金の増に伴い増額、12節、火災保険料2万5,000円はふれあいの丘交流施設分のために増額をしております。特定財源といたしまして、12款1項2目2節、公園管理費負担金8万5,000円を増額。14款2項5目1節社会資本整備総合交付金2億3,940万6,000円減のうち、7,500万円を減額、21款1項3目1節公園整備事業債6,750万円を減額し充当しています。

3目社会資本整備事業費は、国庫支出金の交付決定に伴い事業の見込みにより、3億1,197万8,000円を減額しております。特定財源としましては、14款2項5目1節社資本整備総合交付金2億3,940万6,000円の減のうち、1億6,432万6,000円の減額。21款1項3目2節社会資本整備事業債1億4,910万円を減額し充当しています。5項1目公共下水道費、19節公共下水道負担事業負担金は、公共下水道の雨水処理費に係る繰り出し基準に

基づいた一般会計から公共下水事業特別会計の負担金を減額計上するものです。

50、51ページをお願いします。

6項2目住宅建設費は造成工事に伴い、家屋等の補償をする必要がありますので新規に計上しております。

9款消防費は、事業費の確定等により減額しています。3目の特定財源といたしまして、21款1項4目1節消防施設整備事業債880万円を減額し充当しています。4目の特定財源といたしましては15款2項7目3節。ブロック塀等撤去促進事業補助金2万5,000円を充当し、21款1項4目2節、防災施設整備事業債20万円を減額し充当しています。

10款1項2目事務局費は、52、53ページをお願いいたします。

15節施設整備工事費及び18節事務用備品購入費は、繰越明許費で説明いたしましたギガスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワークの整備等の事業に係るものです。特定財源といたしまして、14款2項6目1節、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金8,163万7,000円、21款1項7目1節、8,160万円を充当しております。

2項小学校費ですが、各小学校の教育振興費11節消耗品に来年度の教科書改訂に伴う教科書、教師用教科書指導書の購入を計上しております。

2日立花小学校管理費の特定財源といたしましては、21款1項7目2節立花小学校施設整備事業債を充当しております。

4目新宮小学校管理費、11節光熱水費8万6,000円は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったために増額するものです。

6目相島小学校管理費、13節施設整備工事監理委託料及び15節施設整備工事費は、繰越明許して説明いたしました相島小学校のトイレ改修事業に係るものです。特定財源といたしましては14款2項6目5節、学校施設環境改善交付金、21款1項7目2節、相島小学校施設整備事業債を充当しています。

54、55ページをお願いします。

新宮東小学校管理費11節光熱水費は137万3,000円及び12節、電話・ファックス料金7万1,000円はこれまでの実績から予算が不足する見込みとなったために増額するものです。

10目新宮北小学校管理費、11節光熱水費37万2,000円は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったために増額するもの。15節施設整備工事費107万8,000円は、仮設校舎の設置に伴い、既存校舎の一部を防火施設に改修する必要があるために計上するものです。

3項2目新宮中学校管理費、11節光熱水費307万4,000円はこれまでの実績から予算

が不足する見込みとなったため、18節学校管理用備品購入費は、来年度に向け教師用のパソコン2台が不足するため、19節部活動補助金は男子バレー部が新人戦で県大会に出場したために増額するものです。

56、57ページをお願いします。

新宮東中学校管理費11節光熱水費234万6,000円は、これまでの実績から予算が不足する見込みでとなったため、15節施設整備工事費は、校舎からテニスコートの間のグレーチング改良工事を行うため、18節学校管理用備品購入は教師用のパソコンが1台不足するための増額です。

7目新宮東中学校教育振興費は財源更正でございます。特定財源といたしまして、14款2項6目6節、理科教育設備整備費等補助金199万4,000円を充当するものです。

5項1目幼稚園総務費は、子どものための教育・保育給付費、県費負担金の返還金が確定したため計上するものです。

58、59ページをお願いします。

6項社会教育費は、事業費の確定により減額しております。5目の特定財源といたしまして、15款2項8目4節人権・同和問題啓発事業費補助金21万1,000円を減額し充当しております。

60、61ページをお願いします。

10目そびあしんぐう管理費は事業費の確定により減額しております、特定財源といたしまして、13款1項6目4節そびあしんぐう使用料300万円を減額し充当しております。

7項1目保健体育総務費及び2目体育大会費は、事業の確定等により減額しております。

7項3目体育施設費、11節光熱水費30万円は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったために増額するもの。13節運動施設樹木管理等委託料及び、15節運動施設整備工事費は、事業費の確定等により減額しております。

12款1項2目利子は、借入額及び利率の確定により減額をしております。

62、63ページをお願いします。

13款1項1目28節、渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計繰り出すものですが、減額となっています。

2項1目公営企業支出金は、特定財源の21款1項6目1節福岡地区水道企業団一般会計出資債50万円の減額による財源更正でございます。

13款3項4目25節、ふるさと応援基金積立金3億円は、追加として基金に積み立てるものですが、本年度につきましてはふるさと寄附金の一部を当該年度の事業に充当することとしております。

4項1目17節普通財産購入費は、事業費の確定により減額するものです。

次に歳入について説明いたしますが、歳出時に特定財源として説明いたしましたものは除かせていただきます。

主なものを説明させていただきます。18、19ページをお願いします。

16款1項1目財産貸付収入181万2,000円の増額は、工事に伴い業者に貸し付けたものなどの収入を計上しております。

20、21ページをお願いします。

2項1目不動産売払収入4,046万1,000円の増額は、的野、立花口の普通財産土地、また、里道水路等の売払収入を計上しております。

17款1項1目一般寄附金につきましては、ふるさと寄附金5,000万円の増額でございます。18款1項1目1節、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金8万8,000円は、当該特別会計から一般会計繰り入れるものです。18款2項2目1節財政調整基金繰入金、4,570万1,000円で財源調整をしております。19款1項1目1節前年度繰越金は1億1,043万5,000円を増額し、3億8,211万9,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野真紀子君） 質疑を許可いたします。歳出からですけれども、歳出全般でよろしいでしょうか。ページを追っていただけますでしょうか、全般でよろしいですか。

はい、それでは歳出全般について質疑のある方はどうぞ。

はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田直人君） はい、2点お伺いします。まず、47ページの8款2項3目、その前に、繰越明許のところであったんですけど、8款2項3目交通安全施設費のところですね、未就学児のための交通安全対策事業という話が出てきましたけど、具体的にどのような事業なのか教えてください。1個ずつがいいですかね。

それと53ページのところですね、10款1項18節ですかね、15節、18節、ギガスクール構想のところなんですけれども、来年度以降になると思うんですが、具体的にいつぐらいに1人1台、そろえるのかっていう話と、どのようなものを、ネットワークの整備とかいう話もありましたけど、どのようなものをどう考えてるのかっていうところを教えてください。

○議長（牧野真紀子君） はい。それでは、46ページから都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。まず最初にページ数46ページ、8款2項3目の交通安全施設費の120万円の増額の件についてですが、これは昨年、滋賀県でしたかね、未就学児の子供たちが散歩っていうか、公園におでかけのときに、その交差点であった交通事故で車が歩道に突っ込んで、児童さんがなくなった事故がありました。

そういった痛ましい事件を踏まえて国のほうで、未就学児の子どもさんたちが、幼稚園保育園等に通ってくるんですが、及び、一旦子どもさんをお預かりして近くの公園とか空き地とかに遊びに行く、そういった過程の中で、交通安全施設が足らなくて、危ないところはないかという一斉点検がございました。それに伴いまして町のほうでも、子育て支援課等々協力して町内の保育園等に直接お伺いをして、危ない箇所を挙げていただいて、私ども道路管理者と粕屋警察署と共同で全部挙げていただいたところの点検を行ってですね、結果的に2件ほど、ここは改良したほうがいいたろうというところがありましたので、その2件について、交通安全対策をやるものがございます。

もう少し話しますと、1件目はつぼみ保育園さんの近くの交差点のところを、角っこで見通しが悪いということですので、その交差点を改良するということと、あともう1件は新宮中央駅東口のほうで、駅の周りの道路がカーブしてるところがあって、そこを子どもさんは渡っているので危ないので横断歩道を設置してくれと。いうことでしたので横断歩道が既にあるけれども、カーブ曲がってすぐに横断歩道があって車が減速してないので、そういった予告版、予告掲示等の事業を行うものがございます。以上です。

○議長（牧野真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。

ギガスクール構想についてですけれども、こちらにつきましては、年次計画で整備のほう進めていくように考えております。本年度、令和元年度の予算につきましては全額令和2年度のほうに繰り越しますので、実質的には令和2年度から、2、3、4、5と4か年でですね、タブレットの方を整備していく形になるようになっております。

ただしですね、令和元年度の予算において、ハード面ですね、LANのネットワーク整備であったり、充電施設、設備ですね、充電、タブレット充電するようなキャビネットとか、そういったハード面に関しては、令和元年度の予算に全て計上することが補助の対象の要件となっておりますので、今年度の今回の補正予算にすべて計上させていただきます。

ですので、タブレット予算については、今後順次、予算化をしていく形にはなるかと思っております。

ただしですね、今回上げさせていただきます、タブレットの備品購入費につきましては、今回の補助の対象ということではなくて、今回補助の対象になりますタブレットについては、従前、計画として交付税算入されてた整備計画がございまして、そちらでもともと3人に1人分についての交付税算入されていたということで、文科省の方が示しておりますので、今回の購入については、今回の整備については残りの3分の2が補助になるということになります。

ただしですね、今回の3分の2についての調達については、県がですね、共同調達を今するということを考えておられまして、その分については、国から直接ですね、購入業者のほうに支払

いされるということで、予算化については本町についてはありません。ですので、今挙げてます部分については、お手元の地方交付税のほうに算入されておりました3分の1の部分、3人に1人の分について、今回、備品購入費として、今、予算を計上させていただいているところです。

今のところ年次計画につきましては、国のロードマップに従って進めていこうということにしておりますので、来年度に整備する、今年度予算今挙げてる部分については、小学校の5、6年生と中学校1年生の生徒数、児童生徒数に基づいた計上にさせていただいております。

今後、年次についてはもしかしたら変更になるかもしれませんが、大体2学年ずつ、計上していく形で今検討をしているというところでございます。

○議長（牧野真紀子君） よろしいですか。はい、他に。歳出全般について。

西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 50ページの9款1項4目防災費についてですけど、ブロック塀の撤去、危険箇所を指摘が受けてあってそれをやるっていうようなことだったと思うんですけど、大体、何かこう見てた感じではなかなかこう進捗してないのかなと思うんですけど、そこら辺は今後、どういうアプローチを所有されてる方に対してしていくか考えがございましたらちょっとお尋ねします。

○議長（牧野真紀子君） はい、地域協働課長。

○地域協働課長（笠井与志則君） はい、お答えいたします。ブロック塀につきましては通学路に関するところの分を県が事前にですね、洗い出しをされておまして、約10件ほど、うちのほうに通知が来ております。

今、実際に打ち合わせをさせていただいているところが2件ございまして、ただし補助金でございますので、手出しの、自分の金がかかりかかるといことなものですから、そういったその資金の調達の関係で、個人的に相談を受けてますけどもですね、まだ実際に工事に入っていないというのが2件ございます。

今から先は来年度に向けましては、そういった方々と随時話し合いをしながら、いつ取りかかるのかっていう話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牧野真紀子君） はい。よろしいですか。はい、他に。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは次に、歳入全般について、質問のある人どうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それではここで質疑を打ち切り、第34号議案は総務建設常任委員会

に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第34号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

横大路委員長よろしく願いいたします。

日程第27. 第35号議案

日程第28. 第36号議案

日程第29. 第37号議案

日程第30. 第38号議案

日程第31. 第39号議案

日程第32. 第40号議案

日程第33. 第41号議案

日程第34. 第42号議案

日程第35. 第43号議案

日程第36. 第44号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第27、第35号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第36、第44号議案までの10件は、令和2年度予算でございますので、この10件は一括上程し議題といたします。

それでは、第35号議案から第44号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第35号議案から第44号議案まで、令和2年度新宮町当初予算につきましてご説明いたします。

各会計の本年度の予算、予算額及び対前年度比につきましては配布しております一覧表のとおりでございます。

それでは、特別会計7会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、一般会計の概要を説明いたします。

水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く、令和2年度特別会計全体の合計予算額は、32億1,794万5,000円で、対前年度比5,353万8,000円の増額、率にして1.7%の増となります。

また、令和2年4月から会計年度任用職員制度の導入により、これまでの非常勤職員、臨時職

員等の任用制度が変わるため、前年度までは賃金で計上していたものを、それぞれの職の取り扱いに基づき報酬、給料、職員手当等、費用弁償で計上しております。

増減の主なものについて概略説明いたします。

第35号議案、渡船事業特別会計につきましては、元年度は5年に1度の定期検査の修繕料及び代船備船料が計上されていましたが、2年度は中間検査となっているために、総額で大きな減額となっております。

第36号議案、国民健康保険特別会計は、退職被保険者等の療養給付費の対象者がいなくなったために減額となっております。

第37号議案、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合、給付金の保険料の負担が増えたために増額となっております。

第38号議案、住宅新築資金等貸付特別会計に大きな増減はございません。

第39号議案、相島診療所事業特別会計は、看護師の退職及び、医療用衛生材料費の医薬材料費の減により対前年度比10.4%減少しております。

第40号議案、簡易水道特別会計は水不足に対するための海水淡水化装置等に関する経費の計上がなくなったが、第2貯水池更新に関する工事費を新規に計上したことにより、前年度比106.6%増加しております。

第41号議案、水道事業会計は、下水道事業の管渠築造工事に伴う配水管布設替の工事が少なくなったことが減額の主な要因です。

第42号議案、公共下水道事業会計は緑ヶ浜地区の下水道管渠築造工事が終了したこと、また、新宮ポンプ場の電気設備工事、電気設備改築工事の減により、第前年度比21.9%の減少してきます。

第43号議案、相島漁業集落環境整備事業特別会計は大きな増減はございません。

続きまして、第44号議案、一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は125億1,277万円。対前年度との比較は8億6,383万1,000円の増。率にして、7.4%の増となっております。

増減の主な要因について説明いたします。増額につきましては3款民生費は、障害者福祉費の扶助費の増によるもの。8款の町営住宅建築事業によるもの。減額につきましては、2款、総務費のふるさと納税事業委託料の減によるもの。13款、諸支出金、普通財産購入費の減によるものでございます。

また、8款において、（仮称）ふれあいの丘交流館管理費について、新たに目を設けています。

歳入につきましては、平成31年度の税制改正に伴い、1款3項軽自動車税の目を環境性能割及び、種別割に改め、新たに5項に、旧法による税、軽自動車税の目を設けております。

また、8款1項1目を環境性能割交付金に改め、自動車取得税交付金については廃目としております。説明は以上でございます。

○議長（牧野真紀子君） お諮りいたします。第35号議案から第44号議案までの10件については、議長除く議員11名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審議したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審議することに決定いたしました。

ここで14時20分まで休憩いたします。

なお、休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出方お願いいたします。

午後2時11分休憩

.....
午後2時21分再開

○議長（牧野真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長には大牟田直人議員。副委員長には温水眞議員ということになりましたのでご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、3月6日、9日、10日の3日間、予算特別委員会にて審議をお願いいたしますとともに、本会議最終日に審議結果の報告をお願いいたします。

日程第37. 第45号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第37、第45号議案、工事請負契約の締結について、（仮称）緑ヶ浜町営住宅新築工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第45号議案、工事請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、（仮称）緑ヶ浜町営住宅新築工事、2、契約の方法は制限付一般競争入札。3、契約金額は6億4,873万500円。内消費税及び地方消費税額は5,897万5,500円。4、契約の相手方は、九州・匠特定建設工事共同企業体で、代表構成員、福岡市博多区博多駅南1丁目8番31号、九州建設株式会社代表取締役社長、得丸正英。構成員、福岡市博多区西春町2丁目1番2号、匠建設株式会社代表取締役江藤正幸でございます。5、工期は、契約締結の翌日から令和3年2月26日までとしております。

理由といたしまして、（仮称）緑ヶ浜町営住宅新築工事を施工するため、令和2年2月14日

に制限付一般競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。(1)といたしまして入札結果表のほうでございます。予定価格から消費税等を除きました金額は6億6,240万円。これに対して、6社が共同企業体を結成し、入札に参加をいただいております。そのうち2社が最低制限価格を下回ったため、入札失格となりました。

(2)といたしまして工事概要、壁式鉄筋コンクリート造三階建ての2棟を行うものでございます。2ページ、(3)といたしまして位置図を、(4)として平面図をつけております。

以上で説明終わります。

○議長(牧野真紀子君) 質疑を許可いたします。はい、北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。お尋ねします。制限付一般競争入札ということで、どういうふうな制限をかけて、今度一般競争入札をされたんでしょうか。

○議長(牧野真紀子君) 総務課長。

○総務課長(太田 達也君) はい、お答えいたします。今回、制限付一般競争入札ということで、代表構成員、構成員ともに、同じような要件を設定させていただいたんですけれども、経営規模等評価結果通知の評定値と、福岡県内での工事の実績、店舗の所在地などの要件を設定させていただいたところで制限付ということで一般競争入札をさせていただいております。

以上です。

○議長(牧野真紀子君) はい、北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) ちょっと今聞き取りにくかったんですが、経営審査事項ですか。経営審査事項の評点。と、それと、工事实績、もう1個ですかね、そういうふうな形でされたということなんですけども。そしたらちなみにその経営審査事項の評点について、何点以上とかいうのはあるんですか。

○議長(牧野真紀子君) 暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩

.....

午後2時27分再開

○議長(牧野真紀子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長(太田 達也君) はい、すいません、失礼いたしました。代表構成員におきましては1,000点以上1,300点未満のもので、構成員につきましては、830点以上1,000

点未満のものというようなところで要件を設定しております。

以上です。

○議長（牧野真紀子君） はい、北崎委員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたら、代表構成員と、Bのほうですかね、評点が違うということだね。さっきなんか同じみたいなことを言われたんですけど、違うということですね。

○議長（牧野真紀子君） はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい、要件の設定項目としては同じような項目ではあるんですけども、その内容が点数としては違うというところがございます。よろしくをお願いします。

○議長（牧野真紀子君） はい、他に。ございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第45号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第45号議案は原案のとおり可決されました。

日程第38. 第46号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第38、第46号議案、財産の取得について、パソコン及びプリンター購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第46号議案、財産の取得について、下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして、1、取得財産は、パソコン及びプリンター購入。2、契約の方法は指名競争入札。3、取得金額は1,738万円、内消費税及び地方消費税額158万円。4、業者名は、福岡市中央区六本松2丁目12番19号、株式会社BCC代表取締役社長、田中功。5、納期は令和2年4月1日から令和2年6月30日まででございます。

理由といたしまして、パソコン及びプリンターを購入するため、令和2年2月14日に指名競争入札により業者を定めましたが、その者から購入するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。（1）に入札結果表を添付いたしております。6社を指名いたしまして、1社が入札辞退となっております。（2）は今回購入する物品等の概要を記載しております。庁舎内及び幼稚園等の事務用パソコンなどが更新に係るものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野真紀子君） 質疑を許可いたします。

はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎人君） 今回購入するということですが、例えば内部のほうでリース対応するとかってというような検討とかなされたんでしょうか。

○議長（牧野真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） はい、リースであったり購入であったりというところで進めておりますが、リースというのは金利等の支払いが生じますので購入。最近は購入のほうで進めているところが現状です。

以上です。

○議長（牧野真紀子君） はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎人君） じゃあ、ちょっと確認ですけど、そうしましたら、耐用年数が過ぎた時点で一斉に更新していくってというような形で、今後も進めていくってことでしょうか。

○議長（牧野真紀子君） はい、政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） はい、今後はですね、約6年以上使おうというような形で考えております。以上です。

○議長（牧野真紀子君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第46号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第46号議案は原案のとおり可決されました。

日程第39. 第47号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第39、第47号議案、工事請負契約の変更について、相島漁港沖防波堤災害復旧工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也則君） 第47号議案、工事請負契約の変更について、相島漁港沖防波堤災害復旧工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、1、契約金額、変更後の金額を5億1,535万4,400円、内消費税及び地方消費税額は4,685万400円に変更するものでございます。変更前の金額4億5,52

1万7,400円、内消費税及び地方消費税額は4,138万3,400円と比較いたしまして、契約金額として6,013万7,000円の増額となっております。2、契約の方法は随意契約でございます。

理由といたしまして、相島漁港沖防波堤災害復旧工事について、設計変更により工事請負契約の変更内容を変更する必要が生じたので、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。(1)に、変更理由を記載しております。沖防波堤の係留チェーンにつきましては、当初、可能な限り再利用をして工事を施工する計画でございましたが、国との協議におきまして、施工性及び安全性の観点から、アンカー部分まですべて新設することが認められたため、係留チェーンの延長が増えることに伴い、工事費を増額するものでございます。

(2)としていたしまして、契約の概要で契約の相手方と、工期を参考のため、記載をしております。以上で説明を終わります。

○議長(牧野真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第47号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野真紀子君) 全員賛成と認め、第47号議案は原案のとおり可決されました。

日程第40、第48号議案

○議長(牧野真紀子君) 日程第40、第48号議案、町道路線の認定について、千歳台10号線を議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長(桐島光昭君) 第48号議案、町道路線の認定についてご説明いたします。路線番号659、路線名、千歳台10号線。起点、終点、種別につきましては記載のとおりでございます。理由といたしましては、町道路線を認定するに当たり、道路法第8条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

当該道路は、民間による住宅団地開発に伴って整備された路線であり、関係する法令基準等に適合しているものでございます。なお、次ページ以降に参考資料といたしまして位置図及び路線図を添付いたしておりますのでご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、第48号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第48号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。横大路委員長よろしくお願いいたします。

日程第41. 第49号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第41、第49号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（安河内正路君） 第49号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について説明いたします。

1ページをお願いいたします。新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように改正するものでございます。

附則第2項中、有効期間平成32年3月31日を令和3年3月31日に改め、委託期間を1年間延長するものでございます。

附則といたしまして、この規約は協議成立の日から施行するものでございます。なお、2ページに参考資料として新旧対照表をつけております。

以上で説明終わります。

○議長（牧野真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第49号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第49号議案は原案のとおり可決されました。

日程第42. 報告第1号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第42、報告第1号、令和2年度新宮町土地開発公社事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） 報告第1号、令和2年度新宮町土地開発公社事業計画についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。令和2年度の新宮町土地開発公社事業計画につきましては、町事業関連用地取得事業といたしまして、事業費1億650万円。主管課は都市整備課ほか、主な内容といたしましては、町道須川～卯戸線道路改良事業用地及び土地の買い取り希望について協議が進んでいる箇所もございますので、同額を計上いたしております。

次に、県事業関連用地取得事業につきましては、事業費160万円。主管課は福岡県、主な内容といたしましては、県道拡幅事業用地取得などを予定いたしております。

事業費合計1億810万円でございます。説明は以上でございます。

○議長（牧野真紀子君） 質問を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第43. 報告第2号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第43、報告第2号、令和2年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について議題といたします。

内容の説明を求めます。教育長。

○教育長（宮川 優子君） 報告第2号、令和2年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画についてご報告いたします。令和2年度事業計画について、2ページをお願いいたします。

新宮町の芸術文化の普及振興及び芸術文化活動の活性化促進を図るため、芸術文化の普及及び振興、地域住民の芸術文化活動の活性化促進、学習活動の機会提供、広報事業の4事業分野を柱として取り組みを行ってまいります。芸術文化の普及振興に係る鑑賞型事業ではお示ししておりますように、昨今メディアで人気の方を招く講演を企画するなど、話題性の高い催しを予定しております。

ただし、4月11日に予定しております、梅沢富美男を劇団特別講演につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の点から3月中旬に実施有無について判断をすることとしております。また、地域住民の芸術文化活動の活性化促進において、伝統芸能や若年世代への文化振興を図る事業にも取り組んでまいります。さらに、参加育成型の事業として取り組んでおります、住民参加型ミュージカルにつきましては、例年好評いただいております、来年度も継続的に取り組むことで、地域にとってより意義深いものをつくり上げることができるものと考えております。ミュージカルの練習にあわせまして、新宮町の歴史や自然、伝統文化のよさを感じられるような

ワークショップをプログラム化することで、郷土愛や文化芸術への理解を高め、文化芸術を通じた人づくり、まちづくりへの貢献を図ってまいりたいと考えております。なお、住民参加型ミュージカルにおきましては、一般財団法人自治総合センターの助成金を申請中でございます。

続きまして、令和2年度収支予算につきまして、6ページをお願いいたします。財団としての総収入は5,279万2,500円。総支出は5,237万1,500円です。収支差額の42万1,000円につきましては、財政調整積立金とさせていただきます。昨年との主な変更点といたしましては、一部の鑑賞型事業では、昼のみの講演ではなく、昼、夜の2回公演を開催することによりまして、事業に係る収支を改善するとともに、より多くの住民に参加の機会を提供できるよう企画しております。

7ページ以降に事業別の収支計画を記載しておりますのでご参照願います。

以上、令和2年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算の報告とさせていただきます。

○議長（牧野真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第44．報告第3号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第44、報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也則君） 報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告をするものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから4ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。今回は、令和元年11月1日から令和2年1月31日までのものでございまして、まず、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものにつきましては、一般会計で13件、特別会計においては該当がございません。水道事業会計、公共下水道事業会計では8件でございました。

また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で5件、特別会計では該当なし、水道事業会計、公共下水道事業会計で1件ということでございます。

参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第45. 報告第4号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第45、報告第4号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば監査委員にお尋ねください。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

以上で報告を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。
これもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。
お疲れさまでございました。

午後2時47分散会
